

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R1～R5）の考え方～

北海道帯広市

本市の森林面積は25,650ヘクタールで、総面積の40%を占めており、そのうち市有林等の公有林は2,124ヘクタール、市有林を除く一般民有林（私有林等）は2,677ヘクタールあります。市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や市単独予算などにより森林の整備を進めてきました。しかしながら、所有面積の小さい森林所有者が多く、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の相続による世代交代、不在村化などから整備が行き届かない森林や伐採して森林以外の用途への転用の増加が懸念されます。このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は約6割（全国：3割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

市内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は8社ありますが、冬季事業が少ないことなどによる雇用環境の不安定さから、就業者の高齢化が進むとともに新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、通年雇用化の促進や新規就業者の確保、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、市民や森林所有者とその後継者の理解の促進を図るため、市有林などを活用した森林環境教育などを進めます。